

令和5年2月8日

建設緑政局関係議案資料

(その4)

議案第33号

等々力緑地内施設の公共施設等運営権の設定に
ついて

建設緑政局

等々力緑地内施設の公共施設等運営権の設定について

1 概要

等々力緑地は、緑と水のうろおいの空間を有し、良好な都市環境を形成するための重要な役割を担うとともに、多数の運動施設、市民の憩いの場など多面的な機能を有する市民に親しまれている総合公園です。

本市では、令和4年2月に等々力緑地再編整備実施計画（以下「実施計画」という。）を改定し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく事業手法により施設整備を進めるとともに、施設の有効活用や、市民サービスの向上、財政負担の削減を目指し指定管理者制度および一部施設への公共施設等運営事業を導入し、取組を進めるものです。

公共施設等運営事業については、令和4年2月にPFI法第18条の規定により「川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（以下「実施方針条例」という。）」を制定し、令和4年3月にPFI法第17条の規定による本事業の「実施方針」を定めました。

令和4年4月には、「実施方針」を基に、再編整備と管理運営を含めた等々力緑地再編整備・運営等事業（以下「本事業」という。）として入札公告し、令和4年11月に総合評価一般競争入札方式により落札者（以下「選定事業者」という。）を決定しました。

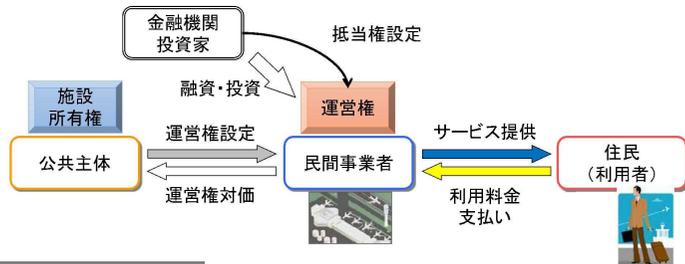
今回、「実施方針」及びPFI法第19条の規定により、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものです。

2 公共施設等運営事業の概要

公共施設等運営事業（コンセッション事業）とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する事業方式をいいます。

民間事業者による安定的で自由度の高い運営により、利用者ニーズを反映した質の高いサービスの提供が可能となるものです。

公共施設等運営事業の仕組み（出展：内閣府HP）



3 公共施設等運営事業の対象施設

等々力緑地における公共施設等運営事業の対象施設は、実施方針条例第1条で「球技専用スタジアム」、「（新）とどろきアリーナ」、「駐車場」の3施設と定めています。

4 公共施設等運営権設定により期待される効果

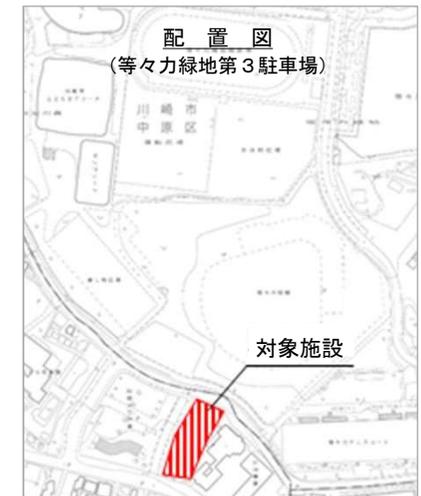
| 施設名 | 導入による効果 |
|-------------|---|
| 球技専用スタジアム | <ul style="list-style-type: none"> 非常に高い集客力を持つ施設であり、本体事業と連携した新たな付帯事業により収入増が期待できる。 |
| （新）とどろきアリーナ | <ul style="list-style-type: none"> スポーツセンターとアリーナ機能の利用の最適化により、新規イベントの誘致などによる収入増が期待できる。 |
| 駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> 需要を踏まえた料金設定や、追加投資による駐車台数の増により収入増が期待できる。 |

5 公共施設等運営権設定の概要

令和5年4月の本事業の運営業務開始と合わせ、等々力緑地第3駐車場に、選定事業者を運営権者として公共施設等運営権を設定するものです。

<今回の公共施設等運営権設定の概要>

- 公共施設等の名称
等々力緑地第3駐車場
- 公共施設等運営権者
川崎市中原区小杉町3丁目472番地
川崎とどろきパーク株式会社
代表取締役 小井 陽介
- 公共施設等の立地
等々力緑地（中原区等々力1番ほか）
- 公共施設等の規模及び配置
(1) 規模 2,546.3 平方メートル
(2) 配置 配置図のとおり
- 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
統括管理業務、維持管理業務、運営業務、自主事業
- 公共施設等運営権の存続期間
令和5年4月1日から令和35年3月31日まで



6 今後の公共施設等運営権設定予定



<駐車場>

等々力緑地の既存駐車場3箇所のうち、第1駐車場及び第2駐車場の2箇所は、改修が予定されているため、改修後に公共施設等運営権を設定する予定です。

新設駐車場は、完成後に公共施設等運営権を設定する予定です。

<球技専用スタジアム 及び（新）とどろきアリーナ>

球技専用スタジアム及び（新）とどろきアリーナについては、建設及び改修後に公共施設等運営権を設定する予定です。